

公認審判員資格審査規定

公認審判員資格と基準

- A. 審判技術指導員 全軟連の主催する審判技術研修会の過程を修了した者で会長の任命した者
- B. 審判指導員 審査委員会において審判技術、規則共技術指導員に準ずる者と認め会長の任命した者
- C. ゴールド審判員 1級審判員認定者であって、登録の更新を喪失する65才以上の者で会長の任命した者
- D. 1級審判員 審査委員会において1級審判員と認め会長の任命した者
- E. 公認審判員 審査委員会において公認審判員と認め会長の任命した者

○審査の基準

- a. 公認審判員 支部の主催する審判講習会に出席し支部長の推薦した者
- b. 1級審判員
 - イ. 審判員歴10年以上実績のある者
 - ロ. 県連主催の中央研修会を修了した者
 - ハ. 支部の審判長もしくはこれに準ずる者（過去現在問わず）上記のいずれかに該当し65才未満で支部長の推薦した者なお、県連ブロック講習会に登録期間中出席することを義務づける。
- c. ゴールド審判員 県連ブロック講習会に2年に1回以上出席することを義務づける。
但し、県連主催中央研修会の出席者は除く。
- d. 審判指導員 1級審判員の資格を取得後3年以上経過し支部長の推薦した者
なお、県連講習会に登録期間中3回以上出席することを義務づける。

- 登録の更新 3年間を期限として実施する。（各クラス共。但し、審判技術指導員及びゴールド審判員は除く）
毎年4月に新規の追加登録を実施する。

○登録の抹消 イ. 本人より辞意の表明のあった者
ロ. 連盟の取決め事項に違反した者
ハ. 連盟の対面をけがした者
ニ. 事業に対して協力的でない者
ホ. 他人に著しく迷惑をかけた者
上記いずれかに該当し支部長より抹消の依頼報告に基づき審査委員会にて審議し抹消する。

○審査 資格審査に関する委員会は毎年3月に開催する。各支部は毎年2月迄に登録の申請を委員会宛て行う。

※参考 1級審判員の認定は平成5年から。本規定の施行は平成11年1月。

附則

この規定は、平成24年1月1日一部改正